

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年7月31日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族給付及び葬祭料を支給しない旨の各処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、平成24年3月1日、B所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、溶接工として業務に従事していた。

2 被災者は、平成26年5月30日、会社からの帰宅途上、原動機付自転車で交差点を直進中、右折してきた普通乗用自動車と衝突して転倒した（以下「本件事故」という。）。被災者は、同日、D医療機関に搬送され、「右大腿骨骨幹部骨折」等と診断され、同年6月2日、髄内釘手術を受け、同月24日まで同医療機関に入院して加療を受けた後、E医療機関に転医し、同年10月2日まで同医療機関に入院してリハビリテーション（以下「リハビリ」という。）を受けた。

被災者は、上記右大腿骨骨幹部骨折について加療中に、抑うつ気分、意欲低下、不眠などの症状が出現したため、同月14日、F医療機関を受診し、「うつ病」等と診断され、平成29年9月22日まで同医療機関に通院して加療を継続していた。

被災者は、平成27年2月16日に髄内釘を固定するスクリューが折損していることが判明したため、同年3月4日、再度D医療機関に入院して、同月6日、折損スクリューと髄内釘の抜釘と新しい髄内釘を挿入する再手術を受け、同月30日、同医療機関を退院し、同日、G医療機関に転医し、同年6月27日まで同医療機関に入院してリハビリを受けるのと並行してD医療機関において加療を継続した。

また、被災者は、平成27年4月3日に、G医療機関においてリハビリテーシ

ョン科から精神科の紹介をされ、同科を受診している。

さらに、被災者は、平成29年5月30日に、D医療機関に再々度入院して、同月31日、再度挿入した髄内釘を抜去する手術を受け、その後もD医療機関等において加療を継続していた。

被災者は、本件事故による傷病及び「うつ病」等と診断された精神障害について療養中の〇年〇月〇日、自宅にて死亡しているのを発見された。死体検案書には、「直接死因は窒息、直接死因の原因は縊頸、死因の種類は自殺」と記載されている。

3 本件は、請求人が、被災者の死亡は通勤災害によるものであるとして遺族給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月20日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

被災者の精神障害の発病及び死亡が通勤災害によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の病名と発病時期については、決定書に説示するとおり、平成26年6月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) 精神障害が通勤による疾病に該当するか否かの判断基準は、決定書に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件事故による心理的負荷をもたらす出来事として述べるところ、被災者の本件疾病発病前6か月間（以下「評価期間」という。）に生じた出来事は、①本件事故により受傷し入院したこと、②本件事故を体験したことの2つであると認められるので、以下検討する。

ア 本件事故により受傷し入院したことについて

(ア) 受傷したこと自体について

請求人が本件事故後に受診した、D医療機関のH医師は、平成26年6月5日付けの診断書において、請求人の傷病について「現時点で全治3か月程度の見込み」との診断をしているところであり、相当程度の負傷であったと考えられる。当該出来事を認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「（重度の）病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に当てはめて心理的負荷の強度を検討すると、受傷当時の診断では、全治3か月とされていたところ、「経過記録」によると、同月2日に髄内釘手術を行い、翌日の3日にはリハビリが開始されていること、また、同日時点のリハビリ計画では、6週間目からは全荷重をかけての歩行練習が予定されていたことが認められるところであり、以上の傷病の経過等を踏まえると、認定基準別表1において心理的負荷の「強」の例として示されている長期間の入院を要する又は後遺障害を残すようなケガであったとは認められないことから、同出来事の心理的負荷の強度の総合評価は「中」と判断する。

(イ) 入院の目的と期間について

請求人は、平成26年5月30日にD医療機関に入院し、同年6月24日には、E医療機関に転院していることが認められる。

なお、同医療機関における入院期間は、同年10月2日までの約3か月間であるが、D医療機関の「診療情報提供書」によると、同医療機関は通院でのリハビリ継続を考えていたものの、本人・家族の希望が強く、リハビリ目的での転院を依頼していることが認められるところである。そう

すると、医学的に必要な被災者の入院期間は1か月程度であり、認定基準別表1において心理的負荷の強度の「強」として示されている①長期間(おおむね)2か月以上の入院に満たないこと、②転院後の療養の目的もリハビリであること等を踏まえると、上記(ア)の判断を左右しない。

イ 本件事故を体験したことについて

被災者は、評価期間において、会社からの帰宅途上、原動機付自転車で交差点を直進中、右折してきた普通自動車と衝突して転倒する本件事故を体験したことが認められる。

同出来事を、認定基準別表1の具体的出来事「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめても、本件事故は、請求人の申述や診療録からは、被災者の後遺症や今後の生活の不安はうかがえるものの、事故の恐怖感やフラッシュバック等は述べられておらず、決定書に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は、「弱」とであると判断する。

(4) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が1つであるから、その心理的負荷の全体評価は「中」であって、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月17日